

平成 16 年 (モ) 第 9351 号

申立人 シャムスリ外 8396 名、WALHI

被申立人 東電設計株式会社

文書提出命令申立に対する意見書 (追加)

平成 17 年 4 月 28 日

東京地方裁判所民事第 49 部合議 A 係 御中

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号
新日石ビル 9 階 高橋法律税務事務所 (送達場所)
電 話 03-3213-5771
ファックス 03-3213-5774
被申立人 東電設計株式会社
上記訴訟代理人弁護士 名 取 康 彦

同 菊 井 維 正

被申立人東電設計は、申立人らの平成 17 年 1 月 27 日付文書提出命令申立に関する意見書 (3) (以下、本意見書という。) に対し、次のとおり、追加して反論を述べる。

第 1 詳細設計に関する再反論

1 本意見書において、申立人らは詳細設計が公開されている例が存在すると指摘するが、その例は橋梁・銅鉾山鉾廃水処理・火力発電所であり、インドネシアにかかる水力発電所の例はない。また、公開されているものもそのすべてが開示されているわけではない。因みに、本件 D/D の分量は、A4 版冊子に纏まられ、その部数は数百に及び (被告東電設計が保有している分はその約 3 分の 1)、厚さにすると約 5 メートルになる。このように、本件 D/D には、ダム建設に関する膨大な技術情報が網羅的に含まれているのであるから、これが民事訴訟法第 197 条第 1 項第 3 号の「技術または職業の秘密」に該当することは、最高裁平成 10 年 3 月 10 日小法廷決定の趣旨に照らしても疑問の余地がない。

2 また、申立人らは堤体・発電機タービン部分・中央制御室などが見学者に公開されているから、D/Dが開示されることの不利益はないと主張するが、これが公開されているとしても、見学により認識できる範囲は外観など自ずから一部であり、設備の基幹部分など非公開部分があることは周知の事実で、非公開部分があること自体開示される不利益があるわけで、見学が認められるからといって開示される不利益がないわけではない。

3 ダム建設計画件数自体が漸減傾向にあること、国内的にも国際的にも、入札手続による他のコンサルタントとの間での厳しい競争関係にあること、これらは申立人らも認めているものと考えるが、これをコンサルタントの倒産事例を引用しなければ、今後の企業活動の困難性を説明したことにならないという立論は暴論であり、詳細設計の開示が原則として行われなことを通して技術情報の秘密が保たれているからこそ、各コンサルタントが企業努力を通して減少する受注に対応できているものである。

また、本件ダムに対するテロ攻撃の事実、またはその予兆がないことをもって開示の不利益がないとの主張も受け入れがたい。予想される深刻な被害を回避するための方策として、情報の秘匿が必要なのであって、原告等の主張は論理が転倒しているものといわざるを得ず、かかる被害の発生はダム建設の減少傾向を加速するもので、被申立人らコンサルタントの活動範囲をさらに狭めるおそれがある。

第2 詳細設計受注契約書・コンサルタント受注契約書などの各種契約書、進捗状況報告書・プロジェクト完成報告書など各種報告書に関する再反論

1 申立人らが仕様書を公開している一例と主張する銅鉦山鉦廃水書類計画（本意見書添付資料2）において、仕様書の概要は開示されているが、これはポンプといった比較的簡易な設備であることを考慮する必要がある。また、同公開資料においても、設備の詳細な機能データ、構造技術の詳細を示す設計図書は開示されていない。

また、「単価を考慮して」各工程を比較した上で橋梁建設の工程決定を行っている部分が公開されていると主張するツワナ橋梁建設（本意見書添付資料1）においては、単価を示した資料は開示されていない。

申立人らの強弁にもかかわらず、仕様・単価・工程などは、提供する企業の技術情報の重要性から開示されないのが原則であり、技術情報開示の可否は技術提供先企業の同意、またはプロジェクト主体の判断によるものと考え

る。

- 2 本件各契約書及び各報告書が、SAPSにおける現地のNGOなどに開示済みであるとの点は承知していない。

以 上